

議案第 22 号

令和 6 年度港区国民健康保険事業会計予算

令和6年度港区国民健康保険事業会計予算

目 次

予 算 総 則	19 頁
第1表 歳入歳出予算	20
歳 入	20
歳 出	21

令和6年度港区国民健康保険事業会計予算

令和6年度港区の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,670,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和6年2月14日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		7,279,992
	1 国民健康保険料	7,279,992
2 一部負担金		4
	1 一部負担金	4
3 使用料及び手数料		6
	1 手 数 料	6
4 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
5 都支出金		14,421,158
	1 都補助金	14,421,158
6 繰入金		4,653,765
	1 繰入金	4,653,765
7 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
8 諸収入		15,681
	1 延滞金、加算金及び過料	5
	2 預金利子	23
	3 雑 入	15,653
歳 入 合 計		26,670,607

